

18消安第903号
平成18年5月1日

地方農政局長 殿

消費・安全局長

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に関する登録検査機関の登録及び生物検査の業務の実施に関する規程の認可要領」の一部改正について

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されることに伴い、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）の一部が改正されることから、「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に関する登録検査機関の登録及び生物検査の業務の実施に関する規程の認可要領」（平成17年2月23日付け16消安第9084号消費・安全局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので、御了知ありたい。

なお、貴管内都道府県に対しては、貴職より周知いただくようお願いする。

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に関する登録検査機関の登録及び生物検査の業務の実施に関する規程の認可要領」(平成17年2月23日付け16消安第9084号消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に関する登録検査機関の登録及び生物検査の業務の実施に関する規程の認可要領</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 申請書の記載事項等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 添付書類については、次によることとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録申請者が、法第18条第3項第3号のイから八までに規定する者に該当しないことを説明する書類には、登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)及び登録申請者の役員(持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員)の履歴書を添付すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p>	<p>農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に関する登録検査機関の登録及び生物検査の業務の実施に関する規程の認可要領</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 申請書の記載事項等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 添付書類については、次によることとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録申請者が、法第18条第3項第3号のイから八までに規定する者に該当しないことを説明する書類には、登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する職員)及び登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員)の履歴書を添付すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p>